

第3章 緑の将来像について

3-1 めざすべき緑の姿

(1) めざすべき緑の姿

清須市第3次総合計画の清須市の将来像の実現や、緑のまちづくりの課題の解決に向け、本市が概ね20年で目指していく「めざすべき緑の姿」を以下のとおり設定します。

■ 前計画の基本理念（清須市緑の基本計画）[平成23年3月]

水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワークの創造

■ 清須市の将来像（清須市第3次総合計画）[令和6年12月]

水と歴史に織りなされた 安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”

■ 将来像（清須市都市計画マスタープラン）[令和7年3月改定]

水と歴史に織りなされた 安心・快適で魅力あふれるはぐくみ都市



■ めざすべき緑の姿

人と自然をつむぎ “緑はぐくむ”まちづくり

(2) 基本方針

めざすべき緑の姿の実現に向け、基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針 ①

いのち はぐくむ みどりをつくる

3つの河川を含む豊かな水と緑が持つ多様な機能を有するグリーンインフラを活用し、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、自然災害にも強い緑のまちをつくります。

- (施策の方向性)
- 1) 人と自然が共生する水と緑のネットワーク
 - 2) 環境負荷が小さく循環型社会に寄与する緑の保全と活用
 - 3) 安全で安心に暮らせる災害に強い緑のまちづくり

基本方針 ②

くらし はぐくむ みどりをつくる

清洲城や朝日遺跡などの歴史に支えられた緑を大切にし、誰もが快適に暮らせる、地域全体が魅力にあふれる緑のまちをつくります。

- (施策の方向性)
- 4) 歴史遺産の緑の保全と活用
 - 5) 魅力あふれる緑の空間づくり
 - 6) みんなでつくる緑の仕組みづくり

基本方針 ③

こころ はぐくむ みどりをつくる

誰もが健やかに暮らし、子どもたちの成長を地域で見守る環境づくりを通して、誰もが笑顔でいっぱいになる緑のまちをつくります。

- (施策の方向性)
- 7) 笑顔をつなぐ緑のまちづくり
 - 8) 地域をつなぐ緑のまちづくり
 - 9) 未来につなぐ緑のまちづくり

(1) 広域からみた緑と水のネットワーク

本市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、愛知県西部の水と緑のネットワークをつなぐ一角を担っています。特に庄内川は「県土の骨格を形成する緑地」、庄内川・新川・五条川は「水と緑のネットワークを形成する緑地」として位置づけられており、県全体で見ても重要な緑地として保全・活用することが求められています。

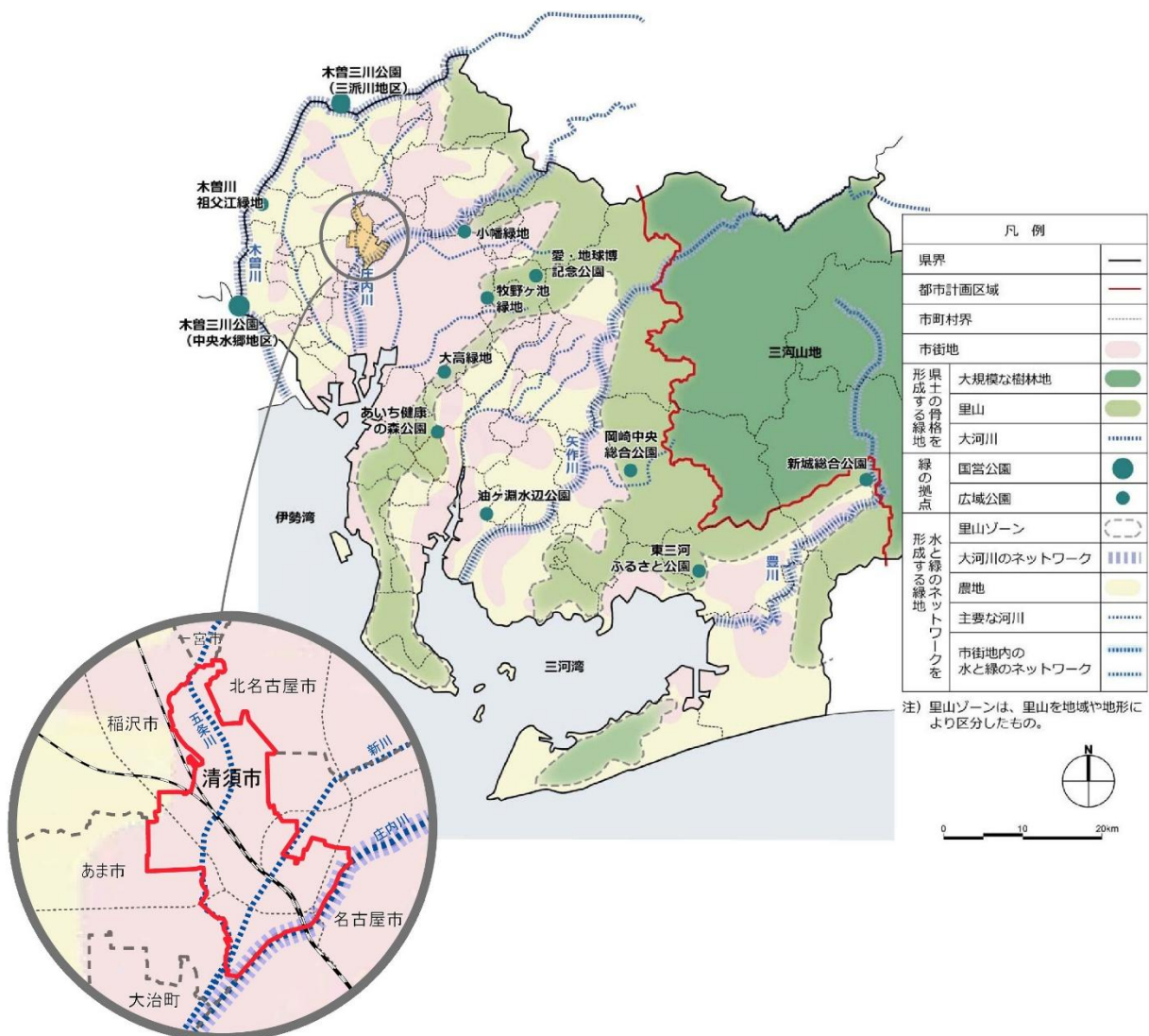
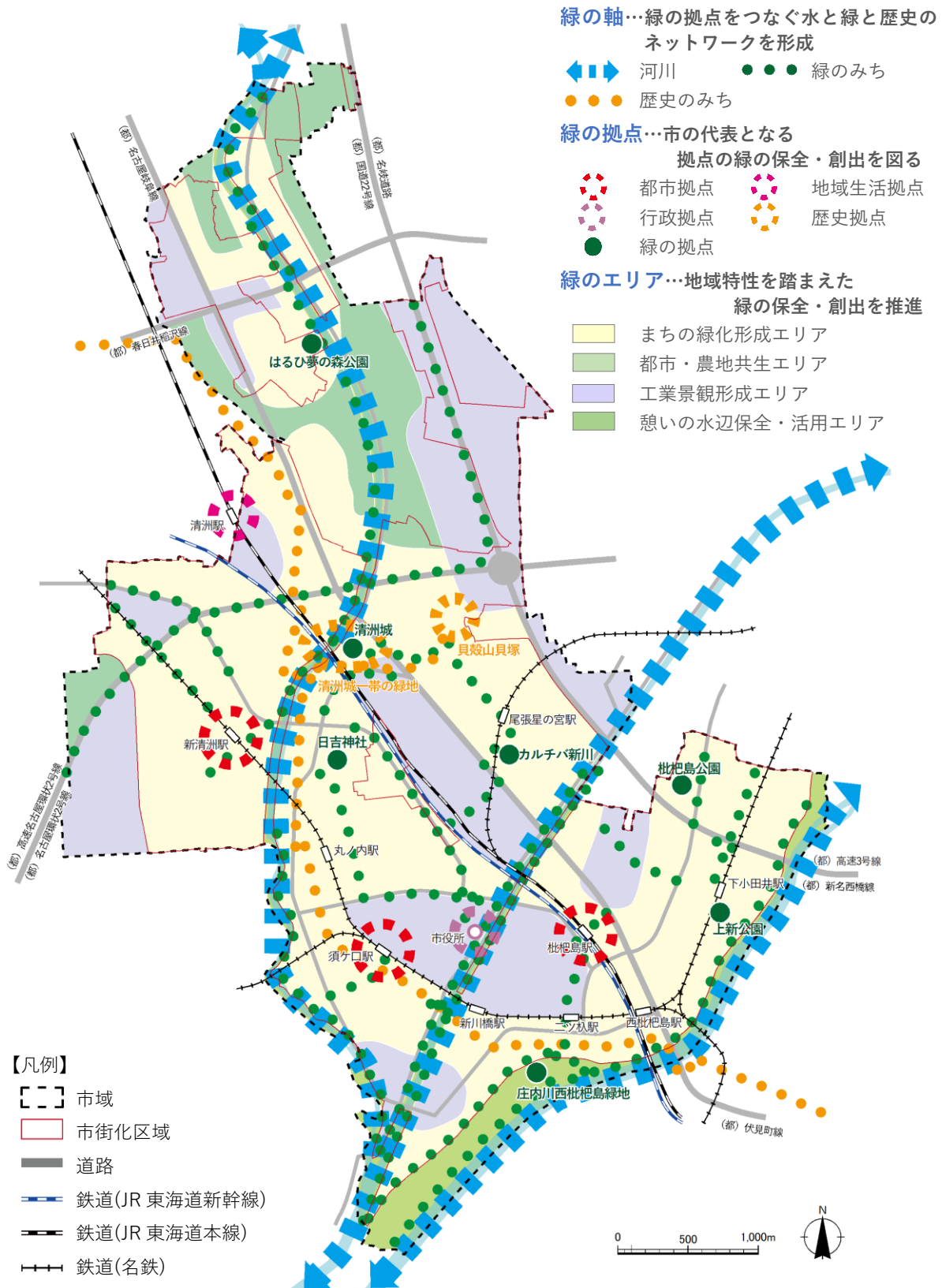


図 広域的な緑地の配置図

(出典：「愛知県広域緑地計画」一部加工)

(2) 緑の将来像

緑が持つ4つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を発揮することができ、生物多様性の確保が図られるよう、本市の課題や特徴を踏まえて、緑の軸、緑の拠点、緑のエリアで構成される『緑の将来像』を示します。



緑の保全・創出・活用の方針を以下のとおり設定します。

緑の保全の方針 ～人と自然が共生する緑の保全～

● 庄内川・新川・五条川の水辺環境の保全

市内を流れる庄内川、新川、五条川やその沿川の緑地は、市民が憩う豊かな水辺空間であり、野生生物の生息地や、その移動経路など生物多様性の観点からも重要な機能を有しています。本市の特徴である重要な資源として、自然環境や景観保全の他、親水機能や治水機能にも配慮しつつ、人と自然が共生する水辺環境の保全に努めます。

● 歴史や文化を生かす緑の保全

本市が守り育ててきた美濃路や清洲城、朝日遺跡（史跡貝殻山貝塚）などの豊かな歴史的資源は、市民共通の貴重な財産であり、周辺の豊かな自然や緑地の緑とともに、多くの市民に親しまれています。これまで受け継がれてきた歴史や文化を大切にしながら、歴史・文化的景観を生かす緑を保全し、本市の魅力向上と地域のにぎわい創出につなげていきます。

● 多面的な機能を有する農地の保全

都市の緑地の一つである農地は、地域の農業生産機能だけでなく、一時雨水貯留などの防災機能や、都市の自然環境を保全する機能、市民農園など市民交流の機能など、多面的な機能を有することから、都市の貴重な緑として農地を適正に保全していきます。

緑の創出の方針 ～環境への負荷を小さくする緑の創出～

● 官民連携による都市緑地の創出

都市の緑地は、植物の光合成による CO₂ の吸収源としての役割を担うとともに、都市のヒートアイランド現象を緩和し、都市内に冷涼な空間を形成する機能を有しています。本市の脱炭素化や気候変動対策を実現するためには、公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることが重要であり、民間企業における SDGs や環境への意識の高まりを背景として、官民連携による都市緑地の創出の取組を推進します。

● 街路樹等のまちなかの緑の創出

猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する遮熱対策の機能として、街路樹等のまちなかの緑陰の確保や、クールスポットとなる駅前広場の整備など、気候変動適応策としてのまちなかの緑の創出に努めます。

緑の活用の方針 ～地域をつなぐ緑の活用～

● 事業者と市民をつなぐ緑の活用

これまでのアダプト・プログラムによる環境美化活動や、NPO による環境学習などの市民活動に加え、民間活力を導入する新たな制度を利用し、民間事業者の緑を活用する取組への参画を促し、官民連携による事業者と市民をつなぐ緑の活用を推進します。

● 都市と共生する農地の活用

農地は、地域における生産機能として適正に有効活用することで、本市の循環型社会の実現に寄与します。地域の農業を支える生産基盤として適正に活用するとともに、遊休農地などは市民農園やレジャー農園として活用し、都市と共生する農地の活用を推進します。

都市公園などの整備と管理の方針を以下のとおり設定します。

都市公園などの整備・再生の方針 ～暮らしを豊かにする公園緑地～

● 地域の魅力を高める公園緑地の整備・再生

本市の歴史拠点となる清洲城や朝日遺跡周辺の公園緑地や、環境学習の場でもある「みずとびあ庄内」と庄内川緑地など、地域を代表する公園緑地の整備・再生を推進し、地域の魅力の向上を図ります。また、公園緑地が新たな魅力創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場となるように、公園緑地を核とした緑のまちづくりを推進します。

● 安心・安全に利用できる公園緑地の整備・再生

公園施設長寿命化計画に基づき、日常的な点検を継続的に行い、市民が快適に遊べる空間づくりや、誰もが居心地良く遊べるインクルーシブ遊具などを取り入れます。また、周囲からの見通しの確保などの防犯面の配慮や、近隣公園など主要な避難場所となる公園には防災・減災機能の強化・拡充をするなど、誰もが安心・安全に利用できる公園緑地の整備・再生により、暮らしを豊かにする緑のまちづくりを推進します。

● 交流やにぎわいを生み出す公園緑地の整備・再生

駅前広場や商業施設と連携した緑のオープンスペースの整備・再生、新たな住宅開発や産業団地の整備に伴う民間との連携による公園緑地の整備など、本市のまちづくりと連携した、交流やにぎわいを生み出す公園緑地の整備・再生により、活力のある緑のまちづくりを推進します。

都市公園などの管理運営の方針 ～ところを豊かにする公園緑地～

● 市民の笑顔を引き出す公園緑地の管理運営

これまで以上に公園緑地を利用する市民の笑顔があふれるように、官民連携による快適性や防犯面に配慮した安心して利用できる公園緑地の管理運営に取り組みます。公園緑地において、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などを活用し、民間活力を導入することで、利用者サービスの向上を図り、公園緑地の質の高い管理運営に努めます。

● 多様な主体をつなぐ公園緑地の管理運営

公園管理者である市の体制確保・技術継承、地域との連携に留意しつつ、公園緑地の管理運営や多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、多様な主体が連携できる管理運営手法を構築します。

それぞれの公園緑地の特性を踏まえ、地域住民が主体となって管理運営を行う場合や、指定管理者制度などにより民間事業者が主体となって管理運営を行う場合においても、公園協議会制度を活用して、地域の多様な主体が連携し、地域の活性化やにぎわいの創出につながる管理運営を行うことにより、管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てていきます。

● 自然環境や歴史・文化を学ぶ場としての管理運営

公園緑地は、市民が地域固有の自然環境や歴史・文化を学ぶことができる環境教育・生涯学習の場でもあり、その学びを地域に還元していくことができる場ともなり得ます。そして、次代を担う子どもたちの感受性をはぐくみ、生活にゆとりと潤いをもたらすとともに、子どもたちの貴重な学びの場となるような公園緑地の管理運営に努めます。

(1) 計画の枠組み

計画の枠組みは、清須市都市計画マスタープラン（2025（令和7）年部分改定）に基づき、以下のとおり定めます。

1) 対象区域

本計画の対象区域は、「清須市都市計画区域」である**清須市全域 1,735ha**とします。

2) 目標年次

本計画の目標年次は、9年後の**2034（令和16）年**とします。

3) 将来人口フレーム

本計画の将来人口は、都市計画マスタープランにおける2034（令和16）年の将来人口推計に基づき、人口フレームを**約70,000人**と設定します。

(2) 計画の目標水準

本計画の緑の将来像を実現するための成果目標として、以下の数値目標を設定します。

指標		現況値 (2024)	目標値 (2034)
1	緑豊かなまちだと思える市民の割合	35.8%	45%
2	防災・減災対策の市民満足度	20.2%	35%
3	市民一人当たりの都市公園面積	3.8 m²/人 (26.3ha)	4.6 m²/人 (32.3ha)
	市民一人当たりの都市公園等面積	8.1 m²/人 (55.6ha)	8.8 m²/人 (61.6ha)
4	公園等の維持管理の満足度	15.8%	45%
5	緑の活動を続けたい市民の割合	33.6%	45%
6	都市公園の利活用件数	70 件	100 件

基本方針① いのち はぐくむ みどりをつくる

【指標 1】 緑豊かなまちだと思ふ市民の割合

指標	前計画策定時 (2011)	現況値 (2024)	目標値 (2034)
緑豊かなまちだと思ふ市民の割合※1	31.9%	35.8%	45%

※1：市民アンケート調査による「清須市は緑豊かなまちだと思いますか」の回答を指標とします。

（目標値の設定方針）

土地区画整理事業などで農地が減少する中でも、河川環境を軸とした生物多様性の保全や街路樹の適正な維持管理、公園整備や民間活力による緑地整備などに努めることで緑地の減少を少しでも抑えます。そうすることで、本市が緑豊かなまちだと思ふ市民の割合を増加させることを目標とし、指標を設定します。

（目標値の設定根拠）※「わからない(19.6%)」の半数を引き上げる目標

【現況値】35.8% + 【「思う」に引き上げる目標】(19.6% ÷ 2.0) = 45.6% ≒ 【目標値】45%

【指標 2】 防災・減災対策の市民満足度

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
防災・減災対策の市民満足度※1	20.2%※2	35%

※1：2023年度市民満足度調査による「防災・減災対策の推進」の回答を指標とします。

※2：「満足している」「やや満足している」と回答した割合の合計を指標とします。

（目標値の設定方針）

自然災害に対応できる安心、安全なまちの実現を目標とし、総合計画での取組に合わせ緑での取組も充実することで、防災・減災対策の市民満足度を指標として設定します。

（目標値の設定根拠）

○現況値は「満足している（3.7%）」と「やや満足している（16.5%）」の合計 **20.2%**

○目標値は過去 16 年間（8 回実施）の市民満足度調査で、「満足している」+「やや満足している」の合計値が最も高い **35%**とします。

基本方針② くらし はぐくむ みどりをつくる

【指標3】 市民一人当たりの都市公園及び都市公園等の面積

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
市民一人当たりの都市公園面積	3.8 m ² /人 (26.3ha)	4.6 m ² /人 (32.3ha)
市民一人当たりの都市公園等面積 ^{※1}	8.1 m ² /人 (55.6ha)	8.8 m ² /人 (61.6ha)
人口	68,686 人 ^{※2}	70,000 人

※1：都市公園等面積は、都市公園と公共施設緑地の合計面積。

※2：現況値の人口は、2024年4月1日時点の人口。

（目標値の設定方針）

市民の多様なニーズに対応し、住みたい・住み続けたいまちの実現のため、都市公園や緑地の整備を促進することを目標とし、市民一人当たりの都市公園及び都市公園等の整備面積を指標として設定します。

（目標値の設定根拠）

【目標とする都市公園面積】＝

【現況の都市公園面積】26.3ha + 【新たに整備する公園面積】約1.0ha
+ 【都市計画公園の未整備面積（庄内緑地）】約5.0ha = 約**32.3ha**

【目標とする都市公園等面積】＝

【現況の都市公園等面積】55.6ha + 【新たに整備する公園面積】約1.0ha
+ 【都市計画公園の未整備面積（庄内緑地）】約5.0ha = 約**61.6ha**

【指標4】 公園等の維持管理の満足度

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
公園等の維持管理の満足度 ^{※1}	15.8% ^{※2}	45%

※1：市民アンケート調査による「公園や緑地の維持管理」の回答を指標とします。

※2：「満足」「やや満足」と回答した割合を指標とします。

（目標値の設定方針）

現在ある公園や緑地の維持管理の質を高め、市民の満足度の向上を図ることを目標とし、公園等の維持管理の満足度を指標として設定します。

（目標値の設定根拠）※「普通(57.2%)」の半数を引き上げる目標

【現況値】15.8% + 【満足に引き上げる目標】(57.2% ÷ 2.0) = 44.4% ≒ 【目標値】45%

基本方針③ ころはぐくむ みどりをつくる

【指標5】 緑の活動を続けたい市民の割合

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
緑の活動を続けたい市民の割合 ^{※1}	33.6%	45%

※1：市民アンケート調査による「緑を守り、増やす活動についての今後の継続意向や参入意欲」の設問で「今後も活動を続けたい」と回答した割合を指標とします。

（目標値の設定方針）

緑に関する活動を継続的に実施する市民の割合を増やすことを目標とし、緑の活動を続けたい市民の割合を指標として設定します。

（目標値の設定根拠）

【現況値】33.6% + 【新たに活動を始めてみたいの半数】(20.8% ÷ 2.0) = 44.0% ≒ 【目標値】45%

【指標6】 都市公園の利活用件数

指標	現況値 (2024)	目標値 ^{※2} (2034)
都市公園の利活用件数 ^{※1}	70件	100件

※1：都市公園行為許可件数（工事利用での許可件数を除く）+みずとびあ庄内朝市の活動件数
※2：データが揃っていない年、コロナウイルスの影響が生じている年は除き目標を設定する

（目標値の設定方針）

都市公園を積極的に活用することで、人や地域のつながりが創出・拡大していくことを目標とし、都市公園を利用して行う地域の活動やイベントの行為許可件数及びみずとびあ庄内で行われている朝市の活動件数を指標として設定します。

（目標値の設定根拠）

○該当する年の数値を基に、2034年の推計値を算出し、目標値を100件とする。

本市のめざすべき緑の姿を実現するために、以下の考え方に基づき「緑化重点地区」を設定します。

【緑化重点地区設定の考え方】

都市緑地法

- ・「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定める。
- ・市町村による重点的な緑化施策に加え、市民、NPO 法人及び民間企業などにおいて、ボランティア活動の展開などそれぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるため、積極的な地区の設定を行うとともに、都市緑化基金の活用による支援を含め、当該地区における緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。
- ・比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める地区であり、原則として都市計画区域内に定めるものであり、農用地区域などには定めない。

出典：都市緑地法運用指針（2025（令和7）年4月改正）

- ・市民緑地認定制度など、法改正による新たな制度への対応にも考慮して、緑被率が19.5%と低い市街化区域を中心として、以下の要件から緑化重点地区の範囲を設定する。

< 設定要件 >

- ① 市街化区域全域
- ② 市街化調整区域の内、以下の区域は緑化重点地区に含める
 - ・今後開発が予定されている
「土田・上条」
 - ・市街化編入予定の
「一場東部」
 - ・助七西市場線の街路がある
「寺野」
- ③ 緑の軸に設定されている
庄内川・新川・五条川の
河川沿いの地区



清須市



緑化重点地区の基本方針

- 市街化区域内の積極的な緑化推進による緑被率の向上をめざす
- 開発予定地区などにおいて官民連携の積極的な緑化を推進する
- 緑の軸と拠点をつなぐエコロジカルネットワークを形成する

